

第9回 表現の自由(2)

今回は、前回に引き続き、憲法の人権論の最大の山場である表現の自由(21条)を扱います。

憲法の保障する人権カタログの中で、表現の自由はとりわけ手厚く保護される人権といわれることがありますが、それはなぜでしょうか。

3. 検閲の禁止

- ・ 公権力が国民の表現活動を事前に抑制することは、原則として許されない(21条1項)。例えば、裁判所による出版物の事前抑制は、厳格かつ明確な要件の下でのみ許される(北方ジャーナル事件最高裁判決(最大判昭和61年6月11日民集40巻4号872頁))。
- ・ 21条2項が禁止する検閲とは、最高裁判所の見解によれば、「行政権が主体となつて、思想内容等の表現物を対象とし、その全部又は一部の発表の禁止を目的として、対象とされる一定の表現物につき網羅的一般的に、発表前にその内容を審査した上、不相当と認めるものの発表を禁止することを、その特質として備えるもの」を指す(税関検査事件最高裁判決(最大判昭和59年12月12日民集38巻12号1308頁))。

4. 表現の自由の規制立法に対する違憲審査

- ・ 表現の自由といえども絶対的なものではないので、必要最小限度の規制は認められる。
- ・ 表現の自由を中心とする精神的自由権を規制する立法の合憲性は、経済的自由を規制する立法よりも、厳しい基準によって審査されなくてはならないとされる。なぜならば、表現の自由などの精神的自由権が制約された場合、経済的自由権が制約された場合と比較して、被害が甚大で、かつ、民主政治の過程で回復が困難であるからである。このことから、表現の自由をはじめとする精神的自由権は、優越的地位をもつともいわれる。
- ・ 精神的自由権への規制に対しては、裁判所は、規制目的の高度の正当性と、規制手段の必要最小限度性を審査し、国家による立証が成功しない限り、違憲と判断する。一方、経済的自由権への規制に対しては、規制目的の正当性と、目的と規制手段との合理的関連性を審査し、目的が正当または手段が合理的でなければ、違憲と判断する。

5. 集会・結社の自由

- ・ 多数人が特定の共通の目的をもって一定の場所に集まることを集会という。集会の自由は、表現の自由の一形態として 21 条によって保障される。
- ・ 多数人が特定の共通の目的をもって継続的に結合することを結社という。結社の自由は、表現の自由の一形態として 21 条によって保障される（宗教団体については 20 条が、労働組合については 28 条が、それぞれ重疊的に保障している）。

復習として、教科書の 5.3.1～5.4.4（117-140 頁）を読んでおきましょう。

今回は、経済的自由権のうち、居住・移転の自由（22 条 1 項前段・2 項）と財産権（29 条）について検討します。

Q9 表現行為に対する事前抑制と検閲に関するア～オの記述のうち、判例に照らし、妥当なもののみを全て挙げているのはどれか。

ア：憲法 21 条 2 項前段は、「検閲は、これをしてはならない。」と規定する。憲法が、表現の自由につき、広くこれを保障する旨の一般的規定を同条第 1 項に置きながら、別に検閲の禁止についてこのような特別の規定を設けたのは、検閲がその性質上表現の自由に対する最も厳しい制約となるものであることに鑑み、これについては、公共の福祉を理由とする例外の許容をも認めない趣旨を明らかにしたものと解すべきである。

イ：我が国内において処罰の対象となるわいせつ文書等に関する行為は、その頒布、販売及び販売の目的をもってする所持等であって、単なる所持自体は処罰の対象とされていないから、単なる所持を目的とする輸入は、これを規制の対象から除外すべきである。そのため、単なる所持の目的かどうかを区別して、わいせつ文書等の流入を阻止している限りにおいて、税関検査によるわいせつ表現物の輸入規制は、憲法 21 条 1 項の規定に反するものではないといえることができる。

ウ：出版物の頒布等の事前差止めは、表現行為に対する事前抑制に該当するが、その対象が公務員又は公職選挙の候補者に対する評価、批判等の表現行為に関するものである場合であっても、その表現内容が私人の名誉権を侵害するおそれがあるときは、原則として許される。

エ：条例により、著しく性的感情を刺激し又は著しく残忍性を助長するため青少年の健全な育成を阻害するおそれがある図書を有害図書として指定し、自動販売機への収納を禁止することは、青少年に対する関係において、憲法 21 条 1 項に違反しないことはもとより、成人に対する関係においても、有害図書の流通を幾分制約することにはなるものの、青少年の健全な育成を阻害する有害環境を浄化するための規制に伴う必要やむを得ない制約であり、同項に違反しない。

オ：教科書検定は、教育の中立・公正、一定水準の確保等の要請に照らして、不適切と認められる図書の教科書としての発行、使用等を禁止するものであり、同検定による表現の自由の制限は、思想の自由市場への登場を禁止する事前抑制そのものに当たるものといえるべきであって、厳格かつ明確な要件の下においてのみ許容され得る。

1. ア、イ 2. ア、エ 3. イ、オ 4. ウ、エ 5. ウ、オ

(2012 年度国家公務員一般職試験)